

契 約 書 (案)

沖縄県知事 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、県政に関する広報を行うため、
県広報誌「美ら島沖縄」(以下「本誌」という。) の制作等に関する業務を甲が乙に委託
することについて、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第 1 条 甲及び乙は、以下に定める条項の信義に従い、別紙「令和 3 年度沖縄県広報誌
制作等に関する業務仕様書」および「令和 3 年度沖縄県広報誌 P D F ・電子書籍制作
等に関する仕様書」に基づき、誠実に履行するものとする。

(名称等)

第 2 条 委託する業務の名称及び契約期間は次のとおりとする。

- (1) 委託業務の名称 令和 3 年度県広報誌「美ら島沖縄」制作等業務委託
- (2) 契約期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(委託料)

第 3 条 甲は、前条に定める委託業務につき乙に対し、委託料 円を支払う。
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円)

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条の規定並び
に地方税法第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 1 1 0
分の 1 0 を乗じて得た額である。

(委託料の支払い方法)

第 4 条 前条の委託料の支払いは、月額 円の均等払いとし、印刷物が甲の検
査に合格した場合に限り、乙の適法な支払請求書を甲が受理した日から 3 0 日以内に
月ごとに支払うものとする。

(契約保証金)

第 5 条 甲は、乙が納付すべき契約保証金については、沖縄県財務規則 101 条第 2 項第 3
号の規定に基づき、これを免除する。

(本誌の納入)

第 6 条 乙は、原則として毎月 2 5 日までに本誌を甲の指定する場所に納入するもの
とする。

- 2 乙は、前項の納期までに当該本誌を完納できない場合は、あらかじめ甲にその理由を明示して、納期の延長を願い出ることができる。
- 3 甲は、前項の願い出があった場合は、契約の目的に支障がないと認められる期限まで納入を猶予することができる。
- 4 乙は、前項の猶予期限までに印刷物を納入することができないおそれがあるときは、遅滞なくその旨を甲に通知し、この契約の履行について、甲と協議しなければならない。
- 5 乙は、甲が別途、指定する部数毎に本誌を梱包し、納入するものとする。
- 6 納入された印刷物に損害がある場合、または、甲の指示に反するものがある場合は、甲は、検収を拒否し、再度印刷を請求することができるものとする。
- 7 乙は、甲から前項の指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

(電子媒体による本誌の提出)

第7条 乙は、毎月甲が指示する期日までに、本誌のPDF・電子書籍化したファイル等を甲が指示する電子媒体で速やかに甲に提出すること。

(読者プレゼントの調達及び発送)

第8条 乙は、毎月の読者プレゼントを調達・梱包し、甲が別途、指定する宛先へ発送するものとする。

(本誌の送付)

第9条 本誌発行後、乙は、速やかに当該月の取材協力者や広告主に対し、本誌を送付するものとする。

(著作権の譲渡)

第10条 乙は、本誌に関わる全ての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）を甲に譲渡する。

(一括再委託等の禁止)

第11条 乙は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

(本誌の制作用に撮影された写真等の使用)

第12条 乙が本誌の制作用に新たに撮影した写真等のデータは、甲に電子媒体により提出するものとし、事後、甲が自由に使用できるものとする。ただし、第三者から提供を受けた写真等はこの限りでない。

(本誌を完納できない場合の損害賠償)

第13条 甲は、乙が正当な理由なくして納期までに完納できない場合は、遅延賠償金として、納期の翌日から起算し、遅延日数に応じて、当月分請求額に対し年パーセントの割合に相当する金額を徴収する。ただし、天災地変など乙の責に因らない場合は、この限りではない。

(契約解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
 - (2) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - (3) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

(契約違反に係る損害賠償)

第15条 甲は、乙がこの契約に違反し甲に著しい損害を与えた場合、この契約の一部または全部を解除することができる。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は契約料金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の措置により、乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

(守秘義務)

第16条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

(紛争の解決)

第17条 広報誌掲載業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項で約定の必要があるとき、または、この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙